明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

一　○金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件（金融庁三五）
二　○公立学校共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針の一部を改正する件（文部科学七五）
四　○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（農林水産七五四）
五　○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同七五五）
○保安林の指定をする件（同七五六～七六八）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六八六）
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛一一〇～一一三）
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試練を実施する件（同一一四）
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一一五）
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一一六）
○道路に関する件（東北地方整備局一〇二）
○道路に関する件（近畿地方整備局一一二）
○道路に関する件（四国地方整備局五四）

〔国会事項〕

五　法務省

〔人事異動〕

六　諸事項

〔叙位・叙勲〕

六　官庁事項

〔皇室事項〕

七　海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）

〔官庁報告〕

七　労働

七　争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

八　労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（同）

〔公告〕

九　諸事項

官庁
財団、有権者申出方、無縁墳墓等改葬関係

裁判所
意思表示の公示送達、相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任関係

会社その他

告示

○金融庁告示第三十五号

金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（平成二十五年金融庁告示第六十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年六月十三日

金融庁長官　畑中龍太郎

第二条第二号中「スタンダード&プアーズ・インターナショナル・エル・エル・シー」を「スタンダード&プアーズ・レーティングズ・アルゼンティーナ・エス・アール・エル―アジェンテ・デ・カリフィカシオン・デ・リエスゴ」に改める。

第三条第一号中「アメリカ合衆国　ニューヨーク州　ニューヨーク市　ステート・ストリート・プラザ　一」を「アメリカ合衆国　ニューヨーク州　ニューヨーク市　ホワイトホール・ストリート　三十三」に改める。

○文部科学省告示第七十五号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十二条第三項の規定に基づき、公立学校共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針（平成十六年文部科学省告示第百二十九号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年六月十三日

文部科学大臣　下村　博文

第二中「学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第二条」を「学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第五条」に、「、安全点検その他の保健又は安全」を「その他保健」に、「立て」を「策定し」に改め、「努めるものとする。」の次に次の段落を加える。

また、組合は、保健事業の実施にとどまらず、禁煙や身体活動の推進、医療機関への受診勧奨などについて、地方公共団体と連携して、組合員等の健康の維持増進を図るために職場環境の整備に資するよう努めるものとする。